

小売店舗のリスクマネジメント

事故事例を踏まえたリスクの紹介とその管理のポイントについて

齋藤 康雄 Yasuo Saito

リスクマネジメント事業本部

リスクエンジニアリング事業部 リスク調査第2グループ

主席コンサルタント

宗像 明彦 Akihiko Munakata

リスクマネジメント事業本部

リスクエンジニアリング事業部 リスク調査第2グループ

主任コンサルタント

はじめに

不特定多数の人が集まる小売店舗では、賠償責任事故を筆頭に各種の事故が発生している。その中でも、高齢者をはじめとした災害弱者が偶発的に遭遇した事故、大規模な火災の発生など、深刻な被害に陥るリスクも多数あり、小売店舗におけるリスクマネジメントの重要性が高まってきている。

本稿ではリスクマネジメントの概念に沿って小売店舗で起きた事故事例を踏まえ、小売店舗で想定すべきリスクとその管理のポイントについて解説する。

1. リスクマネジメントの概念

企業におけるリスクマネジメントの目的は、様々なリスクを最小のコストかつ安定的に処理することである。リスクマネジメントの活動は、「①リスクの把握」「②リスクの評価」「③リスクの処理」「④再評価・実施」で構成される（図1）。

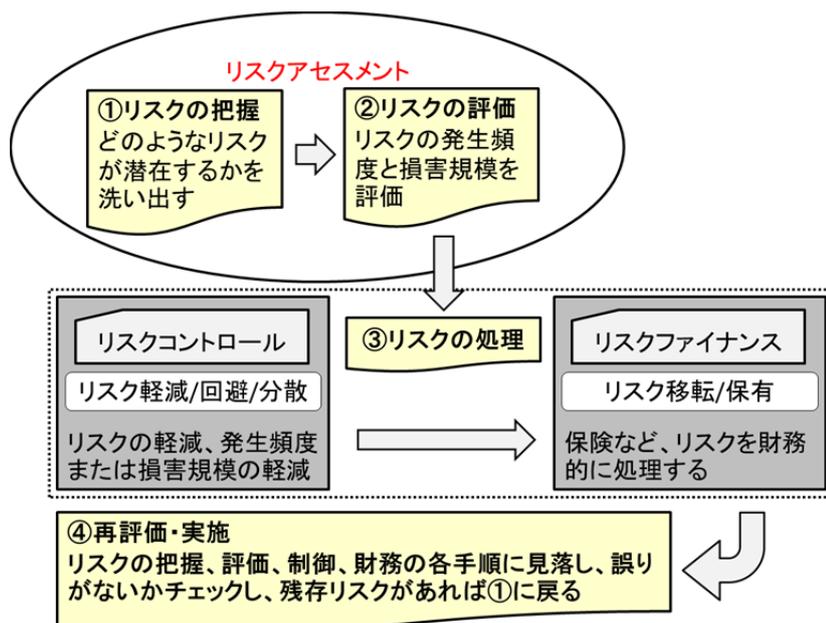


図1 リスクマネジメントの概念¹

¹ 当社作成

リスクマネジメントの最初のステップである「①リスクの把握」と「②リスクの評価」を合わせて「リスクアセスメント」という。図2は、小売業に関するリスクアセスメントの結果例を示したもの（リスクマップ）である。横軸は「発生頻度」を示し、右へ行くほど起きやすいリスクとなる。また、縦軸は「損害規模」を示し、上へ行くほど損害（死傷者数や損害額）の程度が大きいリスクとなる。4つのゾーン（A～D）のうち、リスクの大きいAゾーンは、リスクファイナンスを行うにあたり保険等で賄うにしても、そのままでは保険料が高く、また保険の手配自体が困難なケースもあり、まずはリスクコントロールでリスクを軽減させる必要がある。Bゾーンは、発生頻度が低くリスクコントロールで損害規模を小さくさせることが難しく、保険などのリスクファイナンスの処理が適している。Cゾーンは、リスクコントロールにより発生頻度を軽減させることが重要となる。Dゾーンは、発生頻度と損害規模を合わせたリスク自体が小さいので保有も可能となる。このようにリスクの性質（カテゴリー）ごとに適したリスク処理方法を選択することがリスクマネジメントで重要となる。

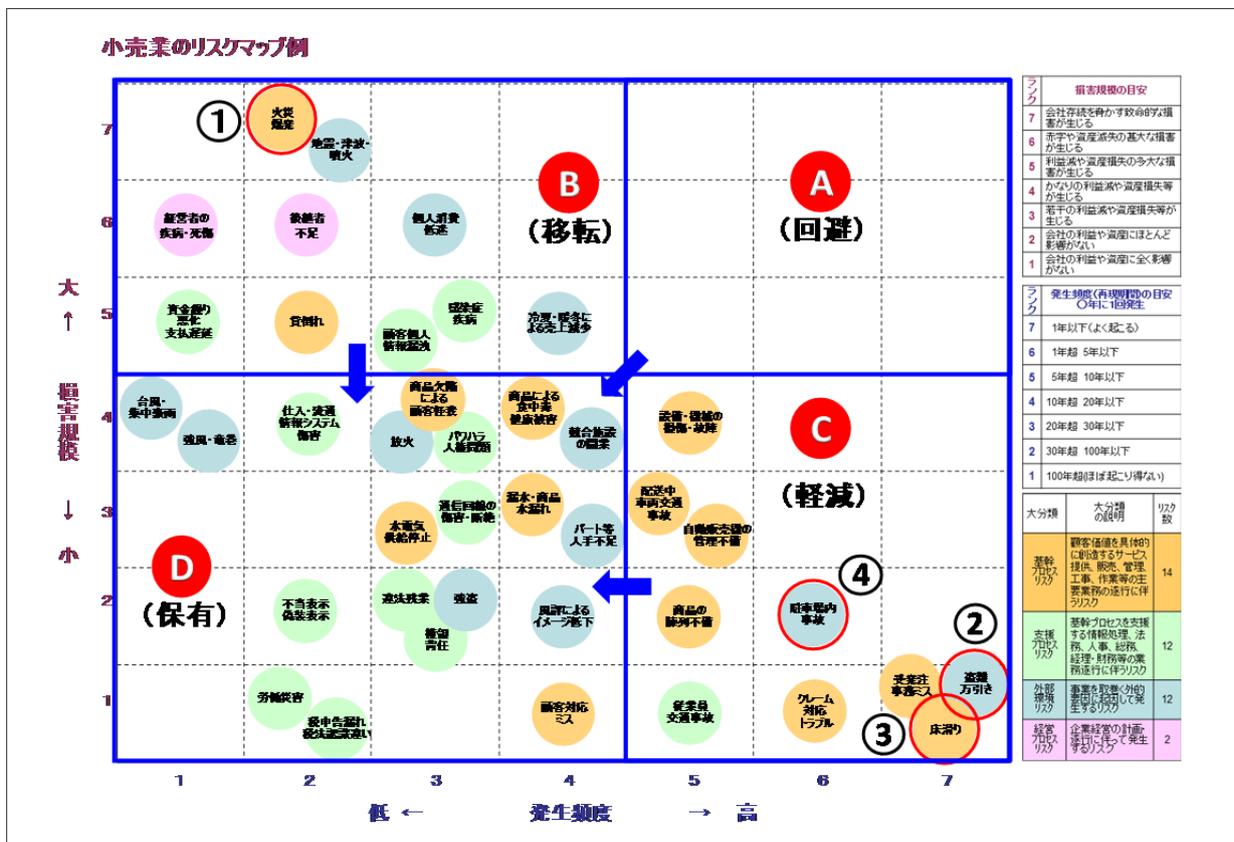


図2 小売業のリスクマップ例²

2. 小売店舗で着目すべき事故

小売店舗でとくに注意を要する以下の4種類の事故について、リスク管理のポイントを考察する。

<小売店舗の4種類の事故とその特徴>

- ① 火災事故 → 発生頻度は低いが、損害規模が極めて大きい
- ② 侵入窃盗事故 → 発生頻度は比較的高く、犯罪という社会悪に対し企業は防止に努めるべきである
- ③ 賠償責任事故 → お客様対応として、重点的な対策が必要である
事故のみならず苦情対応も重要である
- ④ 駐車場内事故 → 賠償責任事故の1つであり、損害規模が小さいが発生頻度が極めて高い

² 当社作成

2.1. 火災事故

小売店舗に限ったことではないが、損害規模が極めて大きくなるリスクとして火災が挙げられる。表 1 は 1972 年（昭和 47 年）以降に発生した建物用途別（百貨店・複合用途施設）火災事例の損害額上位 10 件を示したものである。注目したいのは、上位 4 事例が 10 億円以上の損害を発生させている点である。火災は、発生頻度が低いものの損害規模は大きく、優先的にコントロールが必要なリスクといえる。

表 1 建物用途別の主な火災事例³

No.	用途	出火年月	出火場所	死傷者数(人)	損害額(千円)	出火原因
1	複合用途	1986年6月	千葉県	3	1,786,895	不明
2	百貨店	1973年11月	熊本県	224	1,747,396	不明
3	複合用途	1972年5月	大阪府	199	1,649,693	たばこの疑い
4	百貨店	1974年2月	兵庫県	41	1,086,574	放火の疑い*
5	百貨店	2003年4月	香川県	—	694,645	火遊び
6	百貨店	2004年12月	埼玉県	8	623,442	放火*
7	複合用途	1980年8月	静岡県	237	554,226	爆発
8	百貨店	1979年11月	東京都	4	356,954	不明
9	百貨店	1981年3月	大阪府	1	353,929	不明
10	百貨店	1989年12月	三重県	0	346,434	放火の疑い*

※放火は、すぐに鎮火されて小損になることが多いが、複合的な要因で損害が拡大することもある。

次に、建物火災の出火件数と全焼棟数および罹災人数の年代別の推移を見てみる（図 3）。出火件数は 1970 年代まで増加しているが、我が国の高度経済成長に伴うものといえる。1980 年代から 2000 年代までの出火件数は緩やかな減少傾向であり、全焼棟数や罹災人数の減少はさらに顕著である。これは、過去の教訓を基にハード面（防火設備など）・ソフト面（防火管理など）を充実・強化し、法制度を整備した我が国全体のリスク改善策の成果によるものといえる。そのため、これから高い成長が見込まれる国々にとっても、我が国のリスク改善策が大いに参考になると考えられる。

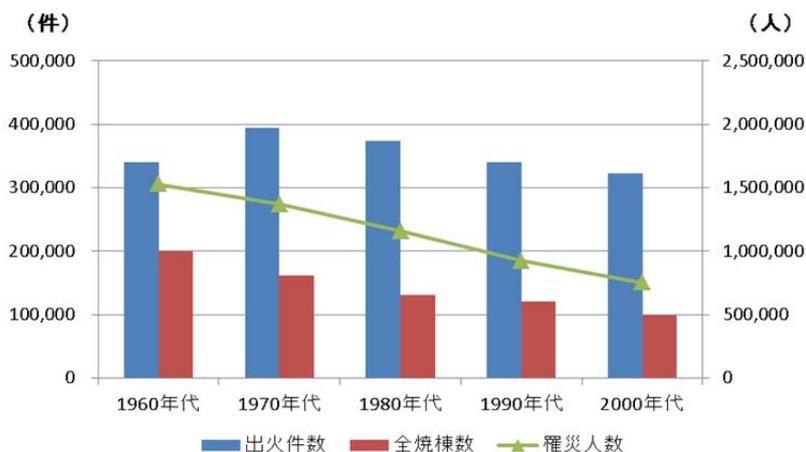


図 3 建物火災の出火件数と全焼棟数および罹災人数⁴

³ 総務省消防庁. “平成 28 年版 消防白書 附属資料 17 用途別の主な火災事例”, http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h28/h28/pdf/part7_section1.pdf, (アクセス日:2017/3/16) における百貨店・複合用途防火対象物の火災事例を基に当社作成

⁴ 総務省消防庁. “平成 28 年版 消防白書 附属資料 10 昭和 21 年以降の火災損害状況”, http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h28/h28/pdf/part7_section1.pdf, (アクセス日:2017/3/16)

最後に、小売店舗のリスクマネジメント上、重要と考えられる事故事例を示す（表 2）。

表 2 小売店舗の火災事故事例⁵

No.	概要	原因	損害額
1	スーパー鮮魚売場のバックヤードで、店員が調理のためにクッキングヒーターで油を加熱していたところ、目を離した隙に油に引火し炎上した。店員が消火器で初期消火活動を行ったが鎮火に至らず、駆け付けた消防隊によって鎮火した。	不注意による引火	約 1.5 億円
2	明け方、スーパーの商品搬入口横の外壁付近で火災が発生し、軒先を経て店内の精肉コーナーまで延焼した。火災発見が早かったため焼損範囲は少なかったものの、密閉された店内に延焼したため、煙、煤、および消火放水によって店内什器等が損害を被った。	放火（の疑い）	約 1.2 億円
3	4F 建の店舗で、3F の日焼けサロンから出火した。この火災で、3F 部分は全焼、2F 部分に水濡れ損害、1F 店舗（メガネ屋）の商品、什器、建物等に水濡れ損害を生じたほか、4F にも煙損害を被った。出火原因は、3F 店舗店員の火の不始末と推測された。	火の不始末	約 7,000 万円
4	2F 天井エアコン付近から火災が発生した。火炎は配線を媒体として断熱材に燃え移り急速に拡大した。区画のない天井裏で火災が拡大したこともあり、損害が広範囲に及んだ。1F は防火区画が形成されていたため、燃焼による損害はごく一部であったが、消火放水や煙等による損害が広範囲に発生した。出火元は、消防の検証により天井裏のエアコンの電気配線と推測された。	電気配線の劣化	約 5,000 万円
5	ショッピングセンター3F のレストランの厨房で、調理中の熱したフライパンにかけたワインが発火し、ダクト内部に付着した油に着火し火災が発生した。この火災はダクト内火災で、数十台の消防車両が出動して消火にあたり鎮火したが、建物、設備の各部で燻損、破損、水損が発生した。	ダクト火災	約 2,000 万円

事故の原因としては、「不注意による引火」「放火の疑い」「火の不始末」「電気配線の劣化」「ダクト火災」などが挙げられ、火災発生防止が不十分であったため発生したと考えられ、多くの事故が煙損・水濡れ損により更に損害が拡大したと考えられる。

リスク管理のポイントとしては、「火気使用中の不安全行為禁止」「可燃ゴミ保管場所の施錠管理徹底」「電気器具の異常箇所（ex. 発熱箇所）の早期把握」「ダクト内部の定期清掃の実施」などが挙げられる。

2.2. 侵入窃盗事故

警察庁が公表している「犯罪情勢」⁶によると、侵入窃盗犯の認知件数は 2002～2003 年をピークに減少に転じており、小売店舗が含まれる商店⁷においても急激に減少している。これは防犯対策が奏功しているためと考えられるが、逆に言うと防犯対策の不十分な店舗は狙われやすく、リスクの増大が懸念される。したがって、無人となる時間帯のある小売店舗では、侵入窃盗のリスクは小さくない。

侵入窃盗された建物の侵入口の内訳は図 4 の通りである。侵入口の約 90%以上が「出入口」と「窓」が占める。このことから、侵入方法も「①ガラス破り」「②無締り⁸」「③ドアのこじ開け」に集約できることから、「出入口」および「窓」は店舗側で防御しなければならない必須箇所といえる。

⁵ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社の保険金支払い事例を基に当社作成

⁶ 警察庁. “平成 26、27 年の犯罪情勢” および各年の犯罪情勢,
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/jousei.html>, (アクセス日:2017/3/16)

⁷ 警察庁が公表している犯罪情勢の中で、商店は「デパート、総合スーパー、ホームセンター、家電量販店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、その他のスーパーマーケット、レンタルビデオ店、貴金属店、古物店、給油所及びその他の商店」としている。

⁸ 戸締り（施錠）していない場所から侵入すること

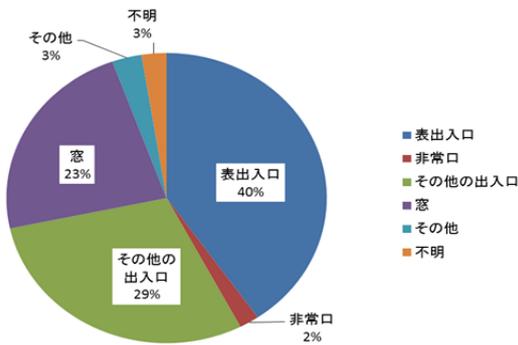


図 4 小売店への侵入窃盗における侵入口 (2015年)⁹

さらに、店舗側の過失ともいえる「無締り」を除けば、実際の小売店舗の窃盗・盗難事故では、侵入口が「表出入口」や「窓」からであり、ガラス破りやドアのこじ開けなどで侵入されて起こっている。窃盗・盗難対象は、現金（売上金・釣銭準備金）と高額商品であり、これらをどのように防護するかが重要となる。リスク管理のポイントとしては、「①ガラスの破壊対策（防犯フィルム貼付や鉄格子設置）」「②出入口ドアロック強化（こじ開け防止）」「③現金の店舗外保管（無人の時間帯）」「④高額商品の厳重な保管（防盜金庫内保管）」などが挙げられる。また、忘れてならないのが、事故後の後始末（現場復旧や警察対応）における手間や費用の増大、および営業休止・停止に伴う収入減など波及的な損失が高額となる点である。

2.3. 賠償責任事故

賠償責任事故とは、所有または管理する施設において偶発的に発生した事故により、第三者に対する損害賠償責任を負わなければならない事故のことをいう。

特定設備（エレベーター・エスカレーター・自動ドア等）は店舗にとって基本的な設備であり、所有者や管理者は不特定多数の人が安全に利用できるための管理責任を負っている。統計データが公表されている大阪府内の特定設備の事故件数を見てみると、エスカレーター事故は150～200件/年、エレベーター事故は10～20件/年、そして自動ドア事故は10件以下/年で推移している（図5）。

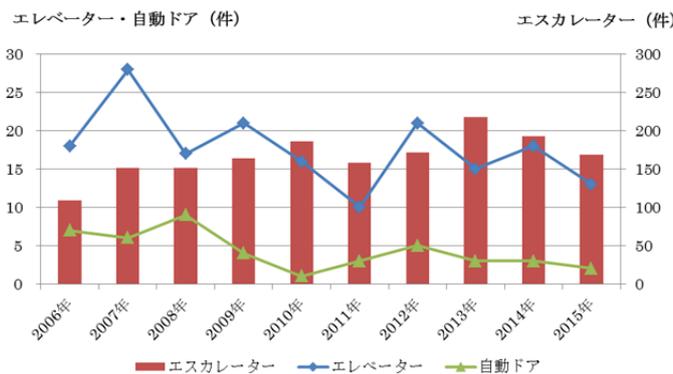


図 5 エレベーター・エスカレーター・自動ドアの事故件数 (大阪府内)¹⁰

⁹ 前掲脚注 6 を基に当社作成

¹⁰ 大阪府，“届出のあった事故事例一覧” 2016/06/06, http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_anzen/ziko/zikozyouhou.html, (アクセス日:2017/3/16) を基に当社作成
報告書は「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」に基づき、府に届け出された事故情報をまとめたもの

こういった事故が店舗内で偶発的に起きれば、賠償責任事故になる。エレベーターや自動ドアと比べてエスカレーターの事故発生件数が多いのは、前者が保守管理業者の整備に依存しているのに対し、後者が利用者の行動に依存しているためである。各設備のリスク管理のポイントとしては、「乗降口床面の転倒防止（エスカレーター）」「扉と戸袋間の挟まれ防止（エレベーター・自動ドア）」である。このような特定設備にまつわる事故は、設備自体の問題として位置づけ保守管理業者に委ねる所有者や管理者もいるが、業者任せにせず積極的に厳格な保守管理に関わっていくことが望まれる。

次に、賠償責任事故で特徴的な事故事例を表 3 に示す。

表 3 小売店舗の賠償責任事故事例¹¹

No.	概要	特徴	賠償額
1	スーパーの店内で買物客が落としたネギの葉（15cm 程度）が放置されていたため、その上に足を乗せた別の買物客が転倒し、左ひざに損傷を負った。	障害物により転倒	約 600 万円
2	スーパーの店内で、買物客が床に置いてあった空ダンボール箱をよけようとしたところ、つまずいて転倒し右ひざを骨折した。通路に置いてあった空ダンボールを片付けず、障害物となったことにより施設管理者の管理責任が問われた。	障害物を避けようとして転倒	約 500 万円
3	スーパーの青果売場で、野菜から落ちた水滴で床が濡れていたため、買物客が足を滑らせて足を骨折した。	水で濡れた床面で転倒	約 500 万円
4	買物客が食品売り場陳列ケース前にいたところ、後方より、商品を山積みにした店員の操作する台車が衝突した。この事故により買物客は負傷した。	人と台車が衝突	約 500 万円
5	道路沿いのポールに取り付けられた客寄せ用の大型の旗が強風に煽られて破れ道路に落下した。その上を通行したバイクの運転者に再び舞い上がった旗がまとわり付いて、運転者は視界を遮られ転倒負傷しバイクも破損する損害を被った。旗の所有者である店舗側の管理責任が問われた。	障害物が飛来して接触	約 200 万円

賠償責任事故の特徴は接触・転倒・衝突が多い点であり、その要因は様々である。そして、これらの事故の被害者が高齢者であり、かつ偶発的に店舗内で発生した転倒事故は注意を要する。高齢者の転倒事故は、怪我の程度が激しくなるといったことも想像に難しくなく、その被害の程度に比例して損害額が高額になる。さらに、訴訟まで発展するケースもあるので、身近な事故であるが軽視することのできない事故といえる。

リスク管理のポイントは以下の通りである（表 4）が、超高齢化社会を迎え、益々高齢者の比率が高まる中で、高齢者をはじめとした災害弱者を基準に施設を管理することが重要である。

表 4 賠償事故防止のリスク管理のポイント¹²

No.	リスク管理のポイント	チェック項目
1	床面の水濡れ状態を低減	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 足拭きマット四周の床面固定（取り替え頻度を含む） ▶ 床面が濡れた場合の対応（役割分担や拭き取り頻度も含む）
2	突起物や出張り部の解消	▶ 突起物等の先端に保護器具を取り付け（子供の目の高さに注意）
3	商品高積の抑制	▶ 商品補充は前方確認できる程度の高さに留めた台車を利用

2.4. 駐車場内事故

駐車場内事故は、敷地内に駐車場を併設する店舗で発生頻度の大きいリスクの一つである。

統計データが公表されている東北 6 県内の駐車場内事故の概要を見てみると、「自動車同士の接触・衝突」と「施設物（壁・フェンス・街灯等）との接触」で事故件数の約 80%以上を占めていることがわかる（図 6）。

¹¹ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社の保険金支払い事例を基に当社作成

¹² 当社作成

駐車場内は低速で移動する自動車が多いため軽度の事故が多くなっているが、私有地であるがゆえに警察の介入も少ない。そのため、駐車場内事故は、問題解決までに時間と労力を割かれる事故ともいえる。

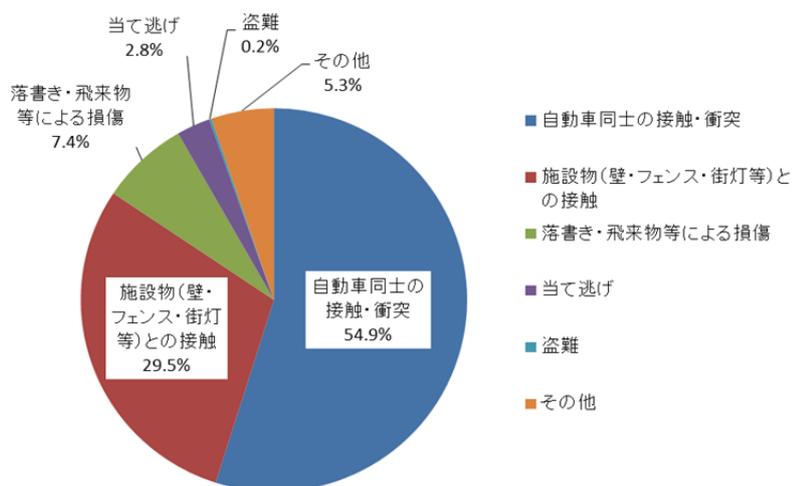


図 6 駐車場内事故の概要 (東北 6 県、2012 年 1 月～12 月) ¹³

「自動車同士の接触・衝突」による事故の場合、駐車場管理に問題があれば、駐車場の所有者・管理者の管理責任が問われる。例えば、不明瞭な駐車場内動線が事故原因であれば、管理責任を追及されるおそれがある。

次に、駐車場内事故で特徴的な事事故例を表 5 に示す。

表 5 小売店舗の駐車場事故事例 ¹⁴

No.	概要	原因	損害額
1	アクセルとブレーキを踏み間違えた車が店舗に衝突し、建物と据付機械が破損した。	車両と建物の接触	約 3,000 万円
2	ゲート精算機に車両による当て逃げ事故が発生した。	車両と精算機の接触	約 300 万円
3	ホームセンターの駐車場で、グレーチング ¹⁵ が跳ねて買物客の車両下部に挟まり、車両を損傷した。また運転手も頭部打撲を負った。施設の保守不備に起因する事故であり、管理者責任を問われた。	車両とグレーチングの接触	約 200 万円
4	スーパーの駐車場路面に穴が開いていたため、車両が落ち込み破損し、同乗者も負傷した。	車両と路面の接触	約 80 万円
5	店舗に掲示していた横断幕が切れて飛び、駐車中の車両を損傷させた。	車両と飛来物の接触	約 70 万円

リスク管理のポイントとしては、「①自動車間の距離確保 (車両同士の接触防止)」「②スピード制限、誘導標示、高さ制限などの明示」「③夜間の視認性確保 (街灯設置や蛍光色の使用)」「④施設物と車止めの距離確保 (壁・フェンス・塀との接触防止)」「⑤施設物周囲にガードポールの設置 (施設物の防護)」「⑥不具合箇所補修」などが挙げられる。

¹³ 一般社団法人 日本損害保険協会東北支部. “駐車場事故の実態 H25 版”, <http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/traffic/pdf/0016/parking.pdf>, (アクセス日:2017/3/16) を基に当社作成 (積雪量の多い東北という地域のデータであることに留意を要する)

¹⁴ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社の保険金支払い事例を基に当社作成

¹⁵ 鉄製で格子状に組んだ側溝の蓋のこと

3. リスクコントロール

リスク管理を強化していくためには、PDCA サイクルを自社内で確立することが重要となる。そのためには、まず現状確認（初期段階のリスク評価：Check）が必要であり、潜在リスクの洗い出しが求められる。現状確認の後には、出てきた課題に対する改善案を策定（Plan）し、改善案を実行（Do）する。そして効果測定として評価（Check）し、不足している部分を改善（Act）した後、改善案の策定（Plan）に戻るといった継続的なPDCA サイクルを回していくことになる。

リスク管理のポイントについては2章各節の後半でも触れているが、小売店舗の代表的な4種類の事故（火災事故、侵入窃盗事故、賠償責任事故、駐車場内事故）に関するチェックポイントを以下に例示する（表6）。今後、PDCA サイクルを回していく段階で施設の所有者・管理者はチェックポイントをブラッシュアップしていくことが必要となる。

表6 リスク管理のチェックポイント¹⁶

種別	No.	チェックポイント	Yes/No
火災	1	消火器周囲や屋内消火栓箱前面に物が置いてなく、すぐに使用できるか？	
	2	倉庫や廃棄物置場（ゴミ置き場）に鍵をかけ、不審者が入らないようにしているか？	
	3	バックヤードの通路に物が置いてなく、非常口までスムーズに避難できるか？	
		
侵入窃盗	1	防盜金庫を設置しているか？	
	2	入金機を設置しているか？	
	3	高額商品は空箱展示やケース内展示をしているか？	
		
賠償責任	1	出入口の足拭きマットは、捲れないように床に全面固定しているか？	
	2	駐車場、店舗外周、および売場内では、客用カートが放置されていないか？	
	3	売場内の陳列台車のキャスターは、ストッパーをつけて固定しているか？	
		
駐車場内	1	フェンスや外壁面から車止めまでの距離は、1,500mm以上あるか？	
	2	路面に窪みなどの損傷部（降雨後に水溜りになるような場所）がないか？	
	3	夜間でもチェーンは蛍光色などで視認しやすいか？	
		

4. リスクファイナンス（保険）

前述のリスクコントロールとともに、リスク処理のもう一つの手法となるのが、リスクファイナンスである。このリスクコントロールとリスクファイナンスをうまく組み合わせることで、より合理的なリスクの処理が可能となる。

リスクファイナンスの代表的なものとして最も活用されているのが保険である。小売店舗を取り巻く多種

¹⁶ 当社作成

多様な事故に対応する一般的な保険の種類は以下の通りであるが（表 7）、前述の 2 章でも取り上げた小売店舗の代表的な事故事例をはじめ、様々な事故に対応する保険が用意されている。

表 7 小売店舗を取り巻く主なリスクと対応する主な保険の種類例¹⁷

リスクの種類	想定される事故の例	保険の種類
財物リスク 火災・爆発・自然災害・盗難車などの飛び込み・破曲損、水濡れ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●漏電による火災で店舗が全焼し、建物、什器、商品が損傷した。 ●道路に面した店舗に道路から飛んできた小石が当たり、ショーウィンドウが損傷した。 ●閉店後に泥棒が入り、商品が盗まれた。 	企業財産の保険
賠償責任リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●自動ドアの整備に不良があり、お客さまがドアにはさまれてケガをした。 ●従業員が商品を台車に載せて運搬中にお客さまと衝突し、ケガをさせた。 ●店内入口の柱に立てかけてあった看板が倒れ、お客さまがケガをした。 ●バーゲンセールでお客さまが殺到したが、従業員の誘導ミスにより将棋倒しとなり、お客さまがケガをした。 ●お客さまを万引犯と誤認して拘禁してしまったため、人権侵害で訴えられた。 	賠償責任の保険
利益・費用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●店舗建物が全焼し、復旧期間に 4 か月を要した。 ●食中毒事故を起こしたために 7 日間の営業停止処分を受け、その間営業利益を得ることができなかった。 	事業休止の保険
人リスク (労働災害)	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員が商品を車で配達中、交通事故にあい死亡した。 ●従業員が長時間労働で過労死し、使用者が責任を問われた。 	従業員の保険

5. テナントのリスク管理

テナントは、施設所有者から、遵守すべきルールへの厳格な対応を求められるが、十分に対応できていないケースが多々見られる。これは、テナントは限られたスタッフで運営しているのが一般的で、利益を生み出さずに手間がかかるリスク管理について優先順位が低くなってしまいうためと推測される。とはいえ、テナントの不手際により大規模火災に発展し、多数の死傷者が出るケースもありえる。テナントであってもリスク管理は重点的に取り組むべき重要事項であることを再認識する必要がある。さらに、管理会社と協力してリスク管理のレベルを上げることが望まれる。

おわりに

本稿では、小売店舗のリスクと管理のポイントについて解説した。リスク管理そのものは、本業（小売業）として利益を生み出さないことから、企業の取り組む行動の優先順位が低くなることも考えられる。そのような中、現在良好なリスク管理を実施している企業は現状のレベルを落とさずに維持し続けることが望まれる。そのことを広く社会にアピールし、認知してもらうことは企業価値の向上につながると考えられる。また、これから高い成長の見込まれる国々に進出する企業にとっては、我が国で実施しているリスク管理を現地で活用することが望まれる。

¹⁷ 当社作成

参考文献

総務省消防庁 平成28年版 消防白書

http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h28/h28/pdf/part7_section1.pdf, (アクセス日:2017/3/16)

警察庁 生活安全の確保に関する統計等

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/jousei.html>, (アクセス日:2017/3/16)

大阪府 届出のあった事件事例一覧 (大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例)

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_anzen/ziko/zikozyouhou.html, (アクセス日:2017/3/16)

一般社団法人 日本損害保険協会東北支部 駐車場事故の実態 H25版

<http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/traffic/pdf/0016/parking.pdf>, (アクセス日:2017/3/16)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (法人向け商品・サービス、小売・販売業のリスク)

<http://www.sjnk.co.jp/hinsurance/industry/retail>, (アクセス日:2017/3/16)

執筆者紹介

斎藤 康雄 Yasuo Saito

リスクマネジメント事業本部 リスクエンジニアリング事業部 リスク調査第2グループ

主席コンサルタント／防犯設備士／損害保険登録鑑定人

専門は防火・防災、防犯

宗像 明彦 Akihiko Munakata

リスクマネジメント事業本部 リスクエンジニアリング事業部 リスク調査第2グループ

主任コンサルタント／一級建築士／防犯設備士／損害保険登録鑑定人

専門は建築、防火・防災、防犯

SOMPO リスクアマネジメントについて

SOMPO リスクアマネジメント株式会社は、SOMPOホールディングスグループのグループ会社です。「健康指導・相談事業」「メンタルヘルスケア事業」「リスクマネジメント事業」を展開し、特定保健指導・健康相談、メンタルヘルス対策、健康経営、全社的リスクマネジメント(ERM)、事業継続(BCM・BCP)などのソリューション・サービスを提供しています。

本レポートに関するお問い合わせ先

SOMPO リスクアマネジメント株式会社

経営企画部 広報担当

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL : 03-3349-5468 (直通)